令和７年度　認定　けいこうこども園事業実施計画

施設の目的及び運営方針

（１）幼保連携型認定こども園「けいこうこども園」（以下「当園」という。）は、園則に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、お子さんに対する教育及び保育（以下、「教育・保育」という。）を一体的に行い、健やかな成長が図られるような環境を提供し、その心身の発達を助長すると共に、保護者の方に対する子育て支援を行うことを目的とします。

（２）教育・保育の提供に当たっては、お子さんの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに、最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（３）教育・保育に関する専門性を有する職員（以下、「保育者」ともいう。）が、家庭との密接な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。教育及び保育方針は、「幼保連携型認定こども園教育及び保育要領」や「保育所保育指針」に依拠して、健やかなお子さんの育ちを支えるために「豊かな人間性の育成」と「生きる力を培う」ことを目的とします。

（４）社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動を展開し、お子さんや保護者の方、地域に信頼されるよう努めます。

（５）安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行います。

（６）保育者が教育・保育に臨む基本的姿勢にあっては、お子さんとよりよい方向性をもって関わり、保護者の方から意見や要請があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、保育者と家庭が一体となり、子育て・子育ちを共有しながら連携を深め、また、お子さんや家庭に対して人権を尊重し、プライバシーを保護しながら、お子さんに最善の教育・保育を展開します。

園児の認定区分と利用範囲

（１）当園の幼保連携型認定こども園「けいこうこども園」は、共働き家庭だけではなく、全ての子育て家庭を支援する制度です。

（２）利用するにあたり、教育及び保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。
また、支給認定区分は３種類あります。

１号認定の園児	満３・４・５歳児の教育を行う。	満３歳児以上の小学校就学前の教育が必要な園児。
２号認定の園児	満３・４・５歳児の教育と保育を行う。	満３歳児以上の小学校就学前の園児で、家庭において必要な教育・保育を受けることが困難な園児。
３号認定の園児	０歳児・満１・２歳児の教育と保育を行う。	満３歳児未満の小学校就学前の園児で、家庭において必要な教育・保育を受けることが困難な園児。

（３）１号認定は、必要とする教育時間を８：３０～１４：００の５時間３０分。月曜日から金曜日までの週５日間の利用です。

（４）２号・３号認定は、標準利用時間１１時間と短時間利用時間８時間の２種類があります。なお、標準時間と短時間とでは、認定区分が異なり、保育料が異なりますのでご注意下さい。

- 標準時間とは、就労が月１２０時間以上、１日最大１１時間の中で、必要とする教育・保育時間を７：００～１８：００の１１時間、月曜日から土曜日までの週６日間の利用です
- 短時間とは、就労が月５２時間以上～１２０時間未満、１日最大８時間の中で、必要とする教育・保育時間を８：００～１６：００の８時間、月曜日から土曜日までの週６日間の利用です。

園児人数定員（１０５名）

１組の受け入れ園児数は３５名を上限とします。

年齢（満）	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
組名（学級）	ひよこ	あ　か	バ　ラ	き　い	あ　お	し　ろ	
１号認定の園児				５名	７名	３名	１５名
２号認定の園児				１３名	１５名	１４名	４２名
３号認定の園児	５名	１４名	２１名				４０名
（4/1 現在の園児）							計９５名

開園時間

月曜日～金曜日 ／ ７時００分～１９時３０分（１８時０１分～１９時３０分は、延長保育。）

・人間の尊厳と自然・社会との共生き
・楽しい子育てを支援します
・子どもの楽しい生活づくりを支援します
・子どもの健やかな発達を家庭と共に援助します
・全ての子ども・家庭に分け隔てなく接して保育します
・こども・家庭のプライバシーを尊重し保護します
・常に研修を重ねよりよい教育・保育を目指します
・保育についてわかりやすく説明します

お子さんの『主体性』を育む

幼児期に遊びや生活を『主体的』に取り組むことは、生涯にわたって学んだり、集団生活を送ったりするうえでの基盤が形成されることに繋がります。自分本位ではなく、周囲と協調しながら自己発揮できる力を育てることです。

４・５歳児になると、友だちの思いを認めたうえで、「自分がどのように振る舞えば、もっと仲間と楽しく過ごせるか」といった役割を意識して行動できるようになります。そのように周囲の状況を踏まえて、自分が何をすべきかを考えて行動することが『主体性』です。

大人がよかれと思っていることが、子どもにとっては過剰な援助である場合があります。失敗は「負の体験」という考えから、先回りして環境を整え過ぎたり、失敗を叱ったりすると、子どもは「言われた通りにした方がいい」と考え、『主体性』の芽が摘まれてしまう傾向もあります。

友だちを見て「ああなりたい」という憧れの気持ちを抱いたり、友だちから認められて「もっと頑張ろう」と思ったり、何かに負けたと感じれば悔しくて「次こそは!」という思いに繋がります。仲間との様々な関わりから「何かをしたい」という、まさに『主体性』の中心となる気持ちが生まれるのです。

ことば遊び

当園は、全組（０歳児～５歳児）で、年齢に応じた『ことば遊び』を、日常の生活の中やおはなしタイム、設定保育等で取り組み、保育参観日・ことば遊び実技研修会・生活発表会等にて発表しています。

ことば遊びは日本語に基づき、日常の保育の中で、子どもたちに意識や興味をもたせ、ことばの面白さを楽しむことを目的としています。また、ことば遊びは集団の中でグループをつくり、ルールのある遊びを一つひとつのルールに添って進めながら遊びます（言語感覚を培う）。

ことば遊びは、年齢に応じた総合的（文字・言葉・文・数字・数・計算・色・絵・サイズ・形等）な遊びをします。１・２・３歳児は、主に同じものを見つけます。それには、ものの形・色・種類別・用途別等を学習した上で、ことば遊びを行います。４・５歳児は、ひらがなを書きながら、名前言葉（名詞）、様子ことば（形容詞）や動きことば（動詞）を学習します。ひらがなの読み書きから、総合的な国語力へと導きます。

知的活動遊び

子ども達の知的発育を促し、将来の知的活動の土台をつくることを目的とし、また、一方的な「教え込み」「詰め込み」ではなく、言語を介して論理的思考力を育てる対話教育を実践します。子どもたちへ「教科前基礎教育」で楽しくたくさんの経験ができるように努めます。

また、考える力を引き出す（事物教育）とは、幼児教育の基本は、「事物に対する関心・ふれあいの場・試行錯誤の時間をどれだけ提供できるか」ということに集約されます。当園は具体物を使った学習を行うことで試行錯誤する力を養い、ものとものとの違いや関係を子ども自身が発見していけるように工夫します。すなわち、結論だけでなく、結論に至る過程を大切にします。

学習遊び

乳・幼児期は、まわりからの刺激を受けながら、一つ一つ新しいことを覚えていく時期です。そのために様々な働きかけがとても大切です。当園では、４歳児（年中組）、５歳児（年長組）は、外部からの専門講師を招き、学習内容を深めています。教育の実践をもとに、子どもたちの知的好奇心を育み、無理なく能力を伸ばすために、一人一人の興味・関心や意欲を見守りながら、その都度必要な知的働きかけをしていきます。

運動遊び

乳・幼児期の運動の在り方について、当園は運動習慣の基盤づくりとして、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うと共に、様々な活動への意欲や社会性、創造性等を育むことを目指しています。幼児にとっての運動は、楽しく体を動かす遊びを中心に行うことが大切です。また、多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れることに配慮しています。

当園は、春期に本格的な『運動遊び』を連日実施します。幼児期の子どもたちは運動機能が急速に発達し、多様な動きを身につけやすい時期です。この時期に体をたくさん動かすと、普段の生活で必要な動きをはじめ、とっさの時に身を守る動きや将来的にスポーツに結び付く動きなど、多様な動きを身につけやすくなります。ですから、結果的に多様な動きを経験することにより、就学前にそれらを獲得し、小学校につなげていくことを目的としています。

学期は、春夏秋冬に準じて、第一期から第四期とします。

第一期	４月１日から６月３０日までの３箇月
第二期	７月１日から９月３０日までの３箇月
第三期	１０月１日から１２月３０日までの３箇月
第四期	１月４日から３月３１日までの３箇月

特定学習遊び

ことば遊び	年間を通して日常生活、おはなしタイム、設定教育等、年間を通して実施します。
学習遊び	通常の設定教育をはじめ、夏期・冬期（第三期・第四期）に集中して実施します。
運動遊び	毎週の運動遊びを通じて体力づくり・友達づくり・ルールを守ることを学びます。

主な行事・催事、計画等

＊　毎月の『えんだより』にて連絡します。

月	内　　容
4	・令和２年度教育・保育開始 ・入園式 ・花まつり　　・身体測定　職員健康診断（三原市医師会病院）
5	・えんそく ・園児健康診断：川西小児科：河島充私子先生 / 歯科　三宅歯科三宅卓士先生（全園児） ・尿検査
6	・言葉遊び研修会 ・身体検査
7	・プール開き ・七夕まつり　・水遊び開始 ・交流保育（海水浴）５歳児　小奴可こども園・明星こども園・忠海東部こども園・当園
8	・身体測定（全園児） ・中学生職場体験受け入れ ・プール終了
9	・保育参観 / 予定：午前中（全園児） ・敬老交流会　老人保養施設《なごみ》にて交流
10	・運動会練習　予行演習会時に老人保養施設《なごみ》入所者招待 ・運動会 ・秋季健康診断　　・身体測定
11	・ことばあそび研修会（明星こども園） ・身体測定（全園児）
12	・もちつき会） ・クリスマス会　クッキーづくり（必要な品を買物して作る）
1	・交流保育（県民の森・そり遊び）小奴可こども園・明星こども園・忠海東部こども園・当園 ・
	・節分豆まき会

2	・発表会
3	・ひなまつり ・お別れ会 ・卒園式　・平成 30 年度教育・保育終了

月間・週間の行事、催事、計画等

行事・催事・計画等	行事・催事・計画等の内容
身体測定（月１回）	身長・体重を計測し、出席ノートに記入してお知らせします。（全園児）
体育遊び（毎週水曜日）	専門講師を招いて指導を受けます。（オカッチデイ）
避難訓練（月１回２５日）	実際の火災や地震・不審者などを想定して避難訓練を行い、災害の怖さや避難方法を教えます。（全園児）
お誕生会（毎月第２火曜日）	お誕生月のお子さんたちをみんなでお祝いします。（全園児）
ことば遊び研修会（６月・１２月）	東京より斎藤二三子先生を招聘して２日間の研修を２回行い、他の園の先生方とともに学習します。
水遊び	ギョウ虫検査後、７月～８月の期間はプール遊び。（１歳～５歳児）
幼児（３歳以上）午睡	夏期の７月～８月の期間は全園児が午睡（休息）を行います。
交流保育（夏・冬）	竹原市明星こども園・忠海東部保育園・庄原市小奴可保育所との交流保育を夏は三原市すなみ海水浴場で海水浴、宿泊はみはらし温泉で交流を図ります。冬は県民の森にてそり遊びを楽しみ宿泊して交流します。
園庭解放	休日には地域の子どもさんに園庭を解放しています。

主な教育・保育の１日（乳児・幼児）

乳児（０・１・２歳児）	時刻	幼児（３・４・５歳児）
開園　３号標準時間利用認定園児登園 順次健康検診	7：00	開園　２号標準時間利用認定園児登園 順次健康検診
7：00～7：29 間の登園は、３号短時間認定園児	7：00～ 7：29	7：00～7：29 間の登園は、２号短時間認定園児
園庭遊び　３号短時間認定園児登園	8：00	園庭遊び　２号短時間認定園児登園
健康検診・おしたくタイム	9：00	１号認定園児登園
朝の会	9：20	朝の会
おやつ	9：45	おはなしタイム
おはなしタイム	10：00	設定教育
設定遊び	10：10	
給食準備	11：15	
給食	11：30	給食準備
	11：45	給食
歯磨き、健康検診	12：10	
トイレトレーニング	12：20	
午　睡	12：30	歯磨き、清掃
	12：45	健康検診
	13：00	設定教育
	14：15	おはなしタイム
	14：30	１号認定園児降園
	14：31	１号認定園児
	14：35	設定教育
おやつ	15：00	
	15：15	おやつ
健康検診・おはなしタイム	15：45	おはなしタイム

３号短時間認定園児降園	16：00	２号短時間認定園児降園 １号認定園児
３号短時間認定園児	16：31	２号短時間認定園児
設定遊び（異年齢児遊び・園庭遊び・自主遊び）	16：05	設定遊び（異年齢児遊び・園庭遊び・自主遊び）
３号標準時間認定園児降園	18：00	２号標準時間認定園児降園
夜間延長保育開始 おやつ	18：01	夜間延長保育開始 おやつ
延長保育終了（閉園）	19：30	延長保育終了（閉園）

食事内容

（三原市内の担当者が相談をしての統一メニューです・月初めに献立表を配布します。）

みんなで一緒に食べることを通じて、見る（視覚）、聞く（聴覚）、触る（触覚）、味わう（味覚）、匂う（嗅覚）等の五感を育て、食べることの楽しさや食習慣が自然に身につくよう援助します。また、旬の野菜を中心に、素材の持ち味を味わえるように薄味でまろやかな味を提供することに努めています。

なお、食器は環境ホルモンの心配ない強化磁器を使用し、安全への配慮もしています。

①季節の野菜や果物類、海藻、小魚類などの食材を使い、鉄やカルシウム、ビタミンを十分に摂取できるようにしています。

②添加物を使わず、昆布、かつお、煮干し、椎茸などで出し汁を取り、薄味で素材の旨味を生かした献立です。

③咀嚼の発達を促すために、噛みごたえのある小魚（いりこ）、野菜スティック、ひじきや昆布を提供しています。

④カルシウムをよりよく摂取できる、わかめ・ひじき・昆布・海苔などの海草類、小魚（いりこ）・納豆・煮豆・豆腐・ごまなどを取り入れたり、スキムミルクを使って、おやつの生地に入れたり、週に１～２回ミルクココアやミルクティを提供しています。

⑤毎日「朝の会」で、給食の食材をお子さんに見せて知らせています。

⑥３歳以上児は、クッキングや栽培を通じて「食」への関心を高めています。

⑦季節感を取り入れ、春は桜の木の下で給食を食べたり、夏はそうめん流しを楽しみ、秋は収穫したイモを味わい、冬はおもちを使ったおやつを提供しています。

⑧毎月全職員による給食会議を実施して嗜好調査・献立等を研究します。

１日のエネルギー配分

食事の区分	１歳児～２歳児	３歳児～５歳児
１日に必要な栄養所要量	1,000 キロカロリー	1,300 キロカロリー
本園での栄養所要量	500 キロカロリー	450 キロカロリー
備　考	当園の給食・おやつでは、お子さんの１日に必要な栄養所要量の50%を摂っています。	当園の給食・おやつは、お子さんの１日に必要な栄養所要量の 40%を摂っています。 主食（ご飯として 110 ㌘）は家庭から持参されるものとして考え、その分を差し引いて計算しています。不足しやすいカルシウム、ビタミンＡ・Ｂ２を摂っています。

ミルクと離乳食

①ミルクは、ご家庭から持参していただいています。

②冷凍母乳をお持ちになりたい方は、お預かりいたしますのでお申し出下さい。

③ミルクの授乳は、ご家庭と連携し、月齢や個人差に応じて、保護者の方と授乳の進め方を話し合いながら、３時間～５時間を目安に授乳します。

④ほ乳びんと乳首は消毒したものを本園で準備しています。

⑤離乳食はご家庭と連携し、月齢、個人差、発達状態などに応じて個別に準備し、保護者の方と離乳食の進め方を話し合いながら行います。

幼児食（３・４・５歳児）

３号認定のお子さんは、完全給食です。主食（ご飯）と副食（おかず・汁物類）を当園で提供します。
２号認定のお子さん）は、保護者の方が主食（ご飯）を家庭から用意していただきます。
１号認定のお子さんは、当園の給食を利用いただきます。（月額 2,500 円）
①お子さんの喫食状況等を連絡帳でお知らせします。ご心配なことがございましたら何なりと保育者にお尋ね下さい。
②毎日の給食メニューを、玄関横の展示板にて知らせています。（お迎え時にご覧下さい。）
③親子バス遠足や園外での行事・催事等で保護者の方にお弁当を持参していただくことがありますのでご了承下さい。（この場合、事前にお知らせいたします。）
④定期的にお子さん達とクッキング教室を行っています。
⑤食育の一環として、お子さんにタケノコやとうもろこしの皮をむいたり、いんげん豆・きぬさやのすじを取ったり、そら豆をさやから出したりして、食への興味や関心を高めます。

アレルギー除去食

アレルギー除去食は、病院からの除去食診断書を、当園に提出することが必要です。

アレルギー除去食は、親子共に心理的にも大きな負担となることが多く、何もかも制限してしまうほどの除去食の場合は、発育障害や栄養失調などの危険性もあり、慎重に進めなければなりません。保護者の方の独自の判断で食物除去をしないようにし、定期的にアレルゲン抗体検査や診断を受け、その指示に従って進めるようにします。卵・牛乳・小麦は三大アレルゲンとしてもよく知られており除去するケースも多いのですが、そば・ピーナッツ・カニ・エビも同様に食べてしまうと激しいショック症状を起こしやすい食材として指定されています。

当園では、栄養士や保育教諭が、アレルギー疾患のお子さんをもつ保護者の方やご家庭との連携を密に取り合い、お子さんの状況に応じて適切な対応に努めていきます。

なお、下関市医師会や下関市小児科医会と協力をして、当園における除去食の対応は、医師の除去食診断書（有料）に基づいて行いますので、当園に除去食診断書の提出をお願いします。（既に除去食を行っているお子さんもお願いします。）

食物アレルギーは頻度が高く、中には死亡することもある重篤な疾患です。これら食物アレルギーによる、アナフィラキシーショックを含む即時反応を防ぐためには、医師の除去食診断書に基づいた除去食が必要となりました。従来の口答指示やメモ書きによる指示は、食物アレルギーによる事故を起こす可能性があります。自己判断による除去食による栄養上の問題もあります。

なお、除去食診断書は記入時点で予測できる食物アレルギーについて記載したもので、全てのアナフィラキシーを防げるものではないことをご理解・ご協力下さい。

お子さんの発熱や体調不良等の場合、保護者の方へ連絡させていただきます。

（１）教育・保育中、お子さんによって個人差がありますが、体温が 37.5 度～38.0 度（目安）近くになりましたら、保育教諭が視診して判断し、保護者の方へ連絡しますので、お迎えをお願いします。
（２）教育・保育中、お子さんの体調に異変を感じた場合、看護師・保育教諭が視診して判断し、保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いします。

安全について　＊当園は AED を設置しています。

（１）消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を年２回実施しています。
（２）電気設備は、お子さんへの感電や漏電による火災防止のため、電気主任技術者による電気設備点検を行っています。遊具等の点検は３月に１回いたしています。

防災について

災害（火災・地震・台風・津波・不審者など）に備えて、毎月１回避難訓練を実施しています。
・消火訓練（職員による消火器の使用、バケツリレー等。）
・避難訓練（お子さんたちや来園者の誘導と避難方法等。）
・通報訓練（通報や職員間の連絡方法等。）消防署への「火災通報装置」を設置しています。

交通安全について

交通安全ルールを学び、交差点や横断歩道の渡り方等の実技指導をしています。

衛生について

（1）食事やおやつの前は、お子さんの手指消毒をしています。
（2）食事・おやつの後は歯みがき指導をしています。
（3）日々決められた職員により、毎日トイレの清掃を行い、清潔・衛生で明るいトイレを用意し、お子さんが使用しやすいように努めています。
（4）必要に応じて、うがいを欠かさないようにしています。
（5）保健所による健康・衛生等に関する指導を受けます。
（6）食育（調理）に携わる職員は、毎月２回検体検査を受けております。
（7）食育室（調理）は、害虫駆除・防除作業を専門機関により、年６回実施しています。
（8）飲料水は三原市の上水道を利用しています。
（9）食育室（調理）は年１回、食品衛生監視員による集団給食施設の一斉点検の検査と指導を受けています。
(10) 毎月、衛生委員（職員編成）による、組別・部署別に衛生点検を実施しています。
(11) 新型コロナウイルス予防対策として、換気・消毒・ミスト消毒機による遊具、器具、室内の消毒を行います。

ご家庭との連携

保護者の方との連携を円滑、かつ密に相互理解を深めていくことは大切なことです。

保育者は保育の専門性を高めていくことに努めています。『お子さんの健やかな育ち』を保育者と保護者の方が一体となって、発達の特性や発達過程を理解し、発達及び連続性に配慮しながら、お子さんの様子や育成過程を共有していきます。連絡帳は毎日記入・確認ください。

子育てに関するご相談を随時受付ています

私たち保育者は、お子さんの教育・保育を保護者の方と一緒に共有できることを願い、家庭と保育者が連携を深め、よりよい子育て支援を目指していきたいと存じます。当園では、随時個人面談をしますのでお気軽にご利用下さい。

①個人面談　②家庭訪問（園長の承認を得て）

プライバシーを守るために

人権問題とあわせて、守秘義務で侵しやすい問題の根底には、「発信する側」と「受けとる側」の心のギャップがあります。従って当園では全職員が個人情報や守秘義務を尊重します。

（1）当園は、保護者の方間の緊急連絡網はありません。
（2）ご家族以外の方で、当園でお子さんが教育・保育を受けているか否か、保護者の方の職場やご家庭についての問い合わせには応じませんので、ご親戚の方や親しい方に伝えておいて下さい。
（3）お子さんが病気やケガをした時は、やむを得ず職場に電話連絡をすることもありますが、園名で職場に電話をかけることに抵抗のある保護者の方は、事前にお知らせ下さい。この場合、担当保育者の個人名で連絡します。
（4）お子さんの養育をする人が変わった時は、速やかに当園に届け下さい。届けのない時にはお子さんを変更前と同じ人にお渡しすることになりますので、その旨の手続きをお願いします。

個人情報を遵守します

当園は、当法人が取り扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために　自主的なルール及び体制を確立すると共に、個人情報保護に関する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報の保護に努めます。

法令等の規定に基づく場合を除いては、個人情報を事前に保護者の方の同意を得ることなく、外部に提供いたしません。個人情報を正確かつ最新な状態に保つと共に、漏洩、紛失、改ざん、毀損などを防止するために、適切な措置を講じます。

苦情等解決と第三者委員

社会福祉法８２条の規定により、当園における苦情等受付担当者（当園職員）、苦情等解決責任者（法人役理事長兼園長）、第三者委員（法人役員監事１人、保護者会役員５人、園関係者以外１人）を、下記のとおり設置し、苦情等解決に努めますので、お知らせいたします。

なお、当園ではこのようなご意見をいただく時、苦情受付担当者である職員がご意見を受け賜りますので、苦情等受付担当者を通じて手続きをさせていただきます。

また、苦情等受付担当者と苦情解決責任者の段階で納得のいかない方は、当園と第三者委員の関係にある「相談窓口」を設置していますので、ご連絡いただきますと第三者委員が直接苦情等を受付けます。